

計画等の案の概要

名 称	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例等の一部改正		
公表するもの	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例等の一部改正(案)の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和3年11月10日(水)～令和3年12月3日(金)
	無		
担当課等名	静岡県教育委員会 社会教育課 電話番号 054-221-3313		
総合計画における位置づけ	4-1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革 (5) 生涯にわたり学び続ける環境づくり		
審議会等の名称	-		
1 趣旨			
民法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うとともに、青少年を取り巻く環境を整備し、健全育成を図るため、所要の改正を行う。			
2 骨子			
(1) 関係法令の改正に伴うもの			
ア 「青少年の定義」の改正 民法の一部を改正する法律の施行により、女性の婚姻適齢が18歳に引き上げられ、成年擬制の規定が削除されることに伴い、青少年の定義から、成年擬制に関する規定を削除する。			
イ 「自動販売機等管理者年齢要件規定」の改正 民法の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が18歳に引き下げられることから、自動販売機等管理者年齢要件を20歳から18歳に変更する。			
ウ 「玩具類等の定義」の改正 銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウが所持禁止となることに伴い、玩具類等の定義に、除外対象としてクロスボウを追加する。			
(2) 社会情勢の変化等への対応に伴うもの			
ア 「有害興行、有害図書類の指定方法（団体指定方式）」の追加 大量に流通している有害興行、有害図書類の影響から青少年を保護するため、個別指定及び包括指定による規制に加え、各業界に設置されている自主規制のための機関において、青少年の視聴等が不相当と審査したものを有害興行、有害図書類とする団体指定方式を導入する。			
イ 有害図書類の規定の追加 有害図書類の包括指定の規定に関し、ブルーレイディスク等の映像記録媒体に対応するため、規定を追加する。			
ウ 「青少年に対する罰則除外規定」の新設 条例の保護対象である青少年を罰則の対象から除くため、罰則除外規定を設ける。			
エ 表記の改正 別表記載の姿態について性別表記を削除するとともに、その他必要な改正を行う。			